

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表(女性活躍推進法第 21 条関係)

特定事業主名： 八頭町

令和 8 年 6 月 3 0 日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.7 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	116.2 %
全職員	78.7 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	99.4 %
本庁課長補佐相当職	95.9 %
本庁係長相当職	96.8 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	102.6 %
31～35年	95.1 %
26～30年	91.5 %
21～25年	95.7 %
16～20年	95.5 %
11～15年	99.6 %
6～10年	89.0 %
1～5年	86.6 %

【説明欄】

- ・ 「任期の定めのない常勤以外の女性職員」は全体の約 40%を占めており、任期の定めのない常勤職員と比べて給与が低いため、全職員で比較した場合男女の給与に差異が生じている。
- ・ 勤続年数 36 年以上の区分では、男性職員に 60 歳以上の定年延長者が含まれ、定年延長に伴う給与措置により給与水準が低下しているため、結果として女性職員の平均給与額が男性職員を上回っている。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
管理的地位にある職員	35.5%

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	35.5 %
本庁課長補佐相当職	51.2 %
本庁係長相当職	47.9 %

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和 7 年度
男性	67.7 %
女性	— %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和 7 年度
男性	— %
女性	100 %

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	— %	— %	— %	— %
1週間以上2週間未満	— %	— %	— %	— %
2週間以上1月以下	50%	— %	— %	50%
1月超3月以下	50%	— %	— %	— %
3月超6月以下	— %	— %	— %	— %
6月超9月以下	— %	— %	— %	— %
9月超 12 月以下	— %	— %	— %	50%
12 月超 24 月以下	— %	— %	— %	— %
24 月超	— %	— %	— %	— %

【説明欄】

令和 7 年度は常勤職員女性の育児休業取得対象者はいなかった。

V 職員の勤務時間の状況管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和 7 年度
内部部局等	10.1 時間／月
内部部局等以外	5.4 時間／月